

県北広域振興局長告示第43号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大野土地改良区（九戸郡洋野町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月2日

県北広域振興局長 高 橋 信

監事

長谷川 清 吉 九戸郡洋野町帯島第10地割21番地1